

公益社団法人日本臨床腫瘍学会 がん薬物療法専門医制度規程罰則

(罰則)

- 第1条 1 がん薬物療法専門医
がん薬物療法専門医（以下、「専門医」という。）が不正行為による資格取得、がん薬物療法専門医制度の信用を著しく傷つけるような行為や重大な不適切医療等を行った場合は、専門医の認定を取り消す。又は期限付きで資格停止とする。
- 2 指導医
指導医が不正行為による資格取得、がん薬物療法専門医制度の信用を著しく傷つけるような行為や重大な不適切医療等を行った場合は、指導医の認定を取り消す。又は、期限付きで資格停止とする。
- 3 認定研修施設
がん薬物療法専門医制度の信用を著しく傷つける行為や不適切医療等が認定研修施設において組織的に行われた場合は、認定研修施設の認定を取り消す。又は、期限付きで資格停止とする。
- 4 専門医・指導医の申請者、認定研修施設の申請施設
専門医、指導医の申請者が、がん薬物療法専門医制度の信用を著しく傷つけるような行為や重大な不適切医療などを行った場合、認定を認めないとともに永久に又は一定期間申請を認めない。そのような行為が認定研修施設の申請施設において組織的に行われた場合は、認定を認めないとともに一定期間申請を認めない。

(具体的手続き)

- 第2条 不正行為による資格取得やがん薬物療法専門医制度の信用を著しく傷つける行為が疑われる場合は、速やかにがん薬物療法専門医制度委員会（以下、「委員会」という。）の中に委員会委員長、副委員長を含む5名以上で構成される調査委員会を設け、事実確認を行い、委員会で処分を決定する。その決定事項は理事会の承認を経て、本人及び必要な場合は施設に通知される。認定研修施設への通知は施設長にあてる。

(処分内容)

- 第3条 1 専門医、指導医
不正の状況等に鑑み、次の罰則を課すこととする。
取消し：資格を剥奪し、専門医、指導医の再申請を認めない。
取消し：資格を剥奪し、一定の取消し期間後に専門医、指導医の再申請を認める。取消し期間は1～5年の間で、不正の状況等に鑑みて決定する。

資格停止：資格を一定の期間停止する。停止期間は1～5年の間で不正の状況等に鑑みて決定する。停止期間中の認定更新及び更新のための単位取得は認めない。

2 認定研修施設

組織的に不正が行われたと判断された場合は認定研修施設の資格を取消し又は停止する。取消、又は停止の期間は1～5年の間で、不正の状況等に鑑みて決定する。

3 専門医、指導医の申請者、認定研修施設の申請施設

認定を認めない。さらに不正の状況等に鑑み、専門医、指導医の申請の場合は、永久に又は1～5年の間再申請を認めない。認定研修施設の申請の場合は、1～5年の間再申請を認めない。

(異議申し立て)

第4条 処分の通知を受けた専門医、指導医、認定研修施設及びこれらの申請者は、通知を受けた日から1ヶ月以内に異議申し立てを行うことができる。異議申し立てがあった場合は、その対応を理事長が決定する。理事長が必要と認めた場合は再調査委員会を組織する。再調査委員会は再度事実確認を行い処分を決定する。その決定事項は理事会の承認を経て、申請者及び必要な場合は施設に通知される。再度の異議申し立ては認めない。

(罰則の変更等)

第5条 この罰則は、理事会の決議によって変更又は廃止することができる。

附則

1. 暫定指導医については、本規程各条の指導医に準じるものとする。
2. この規則は、一般社団法人日本臨床腫瘍学会が認定法第4条に定める公益認定を受けた日から施行する。